

社会福祉法人兵庫県共同募金会役員等報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人兵庫県共同募金会（以下「法人」という。）定款第10条及び第24条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 常勤役員（常勤役員とは、理事のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。）には、報酬及び通勤手当を支給する。

2 常勤役員以外の役員等については、報酬を支給しない。

(常勤役員の報酬等の額及び支給方法)

第3条 常勤役員に対する報酬の額は、別表1に定める額とする。

2 通勤手当の額は、職員給与規程を準用して算定した額とする。

3 報酬及び通勤手当の支給方法については、職員給与規程に準ずる。

(旅費の支給)

第4条 役員等が法人業務を行うため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(法人職員給与との併給)

第5条 法人職員を兼務し、職員給与を支給している常勤役員に対しては、この規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(公表)

第6条 この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成29年6月22日開催の定時評議員会の終結の時から施行する。

別表1

役員名	報酬の額
常務理事	286,000円